

第3次豊能町男女共同参画プランの 方向性について

令和4年度第1回 豊能町人権問題審議会

1. プラン策定の趣旨・背景

「男女共同参画社会基本法」において、市町村は、国および都道府県の男女共同参画計画を勘案した「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めることとされています。

男女共同参画社会の実現に向け、本町では平成17年に「とよの女性プラン」を見直し「豊能町男女共同参画プラン」を策定、平成25年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正を受け、DV対策基本計画を盛り込んだ「第2次豊能町男女共同参画プラン」を策定しました。

第2次プランの策定から約10年となるこの間、本町においては人口の減少や高齢化が大幅に進み、全国的には生活様式の多様化やジェンダー平等、DV問題等に対する意識の変化、関係法令の改正など、社会情勢は大きく変化しています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画社会のさらなる充実に向けての施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次豊能町男女共同参画プラン」の策定に取り組みます。

2. プランの位置づけ

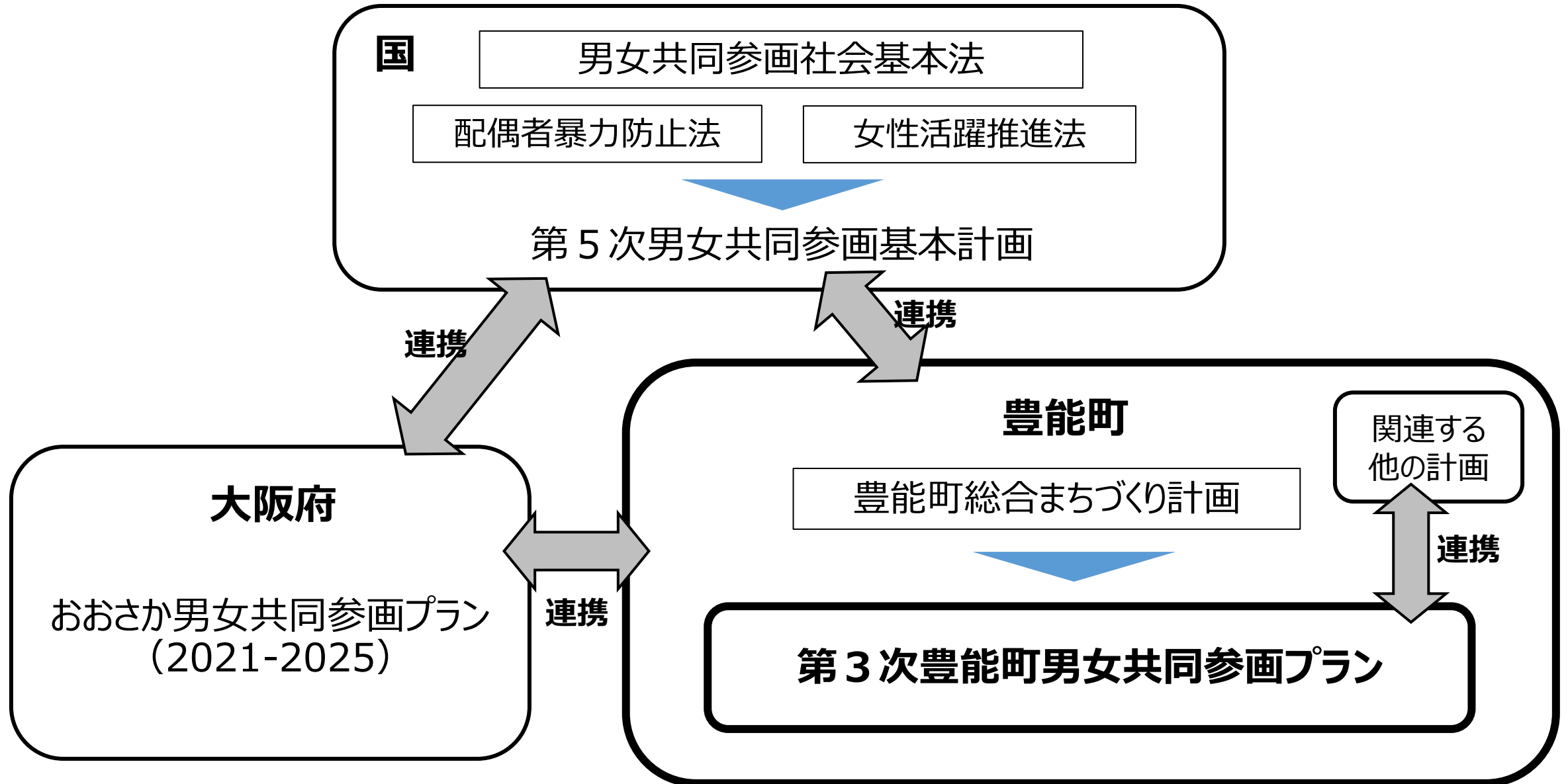
(1) 法的な位置づけ

- このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画として策定します。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV対策基本計画）を包含して策定します。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項において、市町村推進計画を定めるよう努めることとされていることから、このプランに包含して策定することについて、あわせて検討を進めます。

(2) 他の計画との関係

- 国の「第5次男女共同参画基本計画」および「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を踏まえ策定します。
- 本町における施策を展開する上での最上位計画である「豊能町総合まちづくり計画」との整合性を図り策定します。

【プランの位置づけ イメージ図】



男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3. プランの期間

第3次豊能町男女共同参画プランの計画期間は、令和6(2024)年度から、令和15(2033)年度までの10年間とし、社会情勢の大きな変化や新たな課題が生じた場合には、必要に応じて計画期間中において見直しを行うものとしします。

プランの名称	策定年月 (策定予定年月)	計画期間
豊能町男女共同参画プラン	平成17(2005)年3月	平成17(2005)年度～ ※計画期間の設定なし
第2次豊能町男女共同参画プラン	平成25(2013)年3月	平成25(2013)年度～ ※計画期間の設定なし
第3次豊能町男女共同参画プラン	令和6(2024)年3月	令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

 **今回策定**

4. 第2次プランにおける基本目標

- (1) 男女共同参画社会を実現するための教育・啓発の推進**
- (2) 働く場における男女平等の推進**
- (3) 健康の保持・増進と女性の性保護**
- (4) 男女の自立を支える保健・福祉サービスの推進**
- (5) 男女共同参画社会の促進**
- (6) DV被害防止と被害者支援対策【豊能町DV対策基本計画】**

5. プランの策定体制

(1) 人権問題審議会における審議（令和4～5年度中）

人権問題審議会を令和4年度から令和5年度にかけて実施し、住民意識調査やプランの内容等についての検討・審議を行い、その結果をプランの策定に反映させます。

(2) 住民意識調査の実施（令和4年11～12月頃予定）

プラン策定のための基礎資料とするため、町民の皆さまの男女共同参画社会に関する現状や課題、考え方、ご意見などを把握することを目的に、町内にお住まいの18歳以上の方から無作為抽出した2,500名の方を対象に意識調査を実施します。

(3) パブリックコメントの実施（令和5年度後半予定）

プランの策定にあたって広く町民の皆さまからのご意見をいただくことを目的として、策定の最終段階において、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

(4) 庁内における協議等

策定の過程において、必要に応じて庁内関係部局による会議等を実施し、男女共同参画社会の実現に向けての協議を行います。